

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書
概要版
(選手村)

平成 27 年 12 月

東 京 都

－ 目 次 －

1. 2020 年東京大会の正式名称	1
2. 2020 年東京大会の目的	1
3. 2020 年東京大会の概要	2
4. 環境影響評価書の概要	3
4.1 選手村の概要	3
4.2 （仮称）晴海五丁目西地区開発計画の概要	4
4.3 選手村の計画の内容	5
4.4 選手村の計画の策定に至った経過	19
4.5 環境影響評価の項目	20
4.6 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	26

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

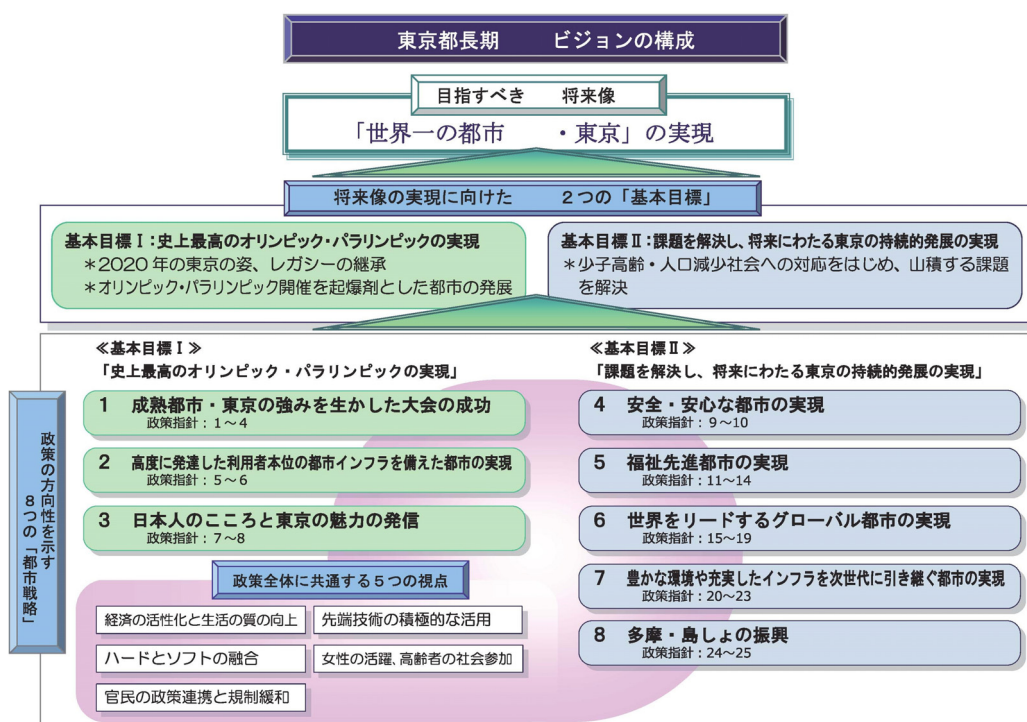


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 環境影響評価書の概要

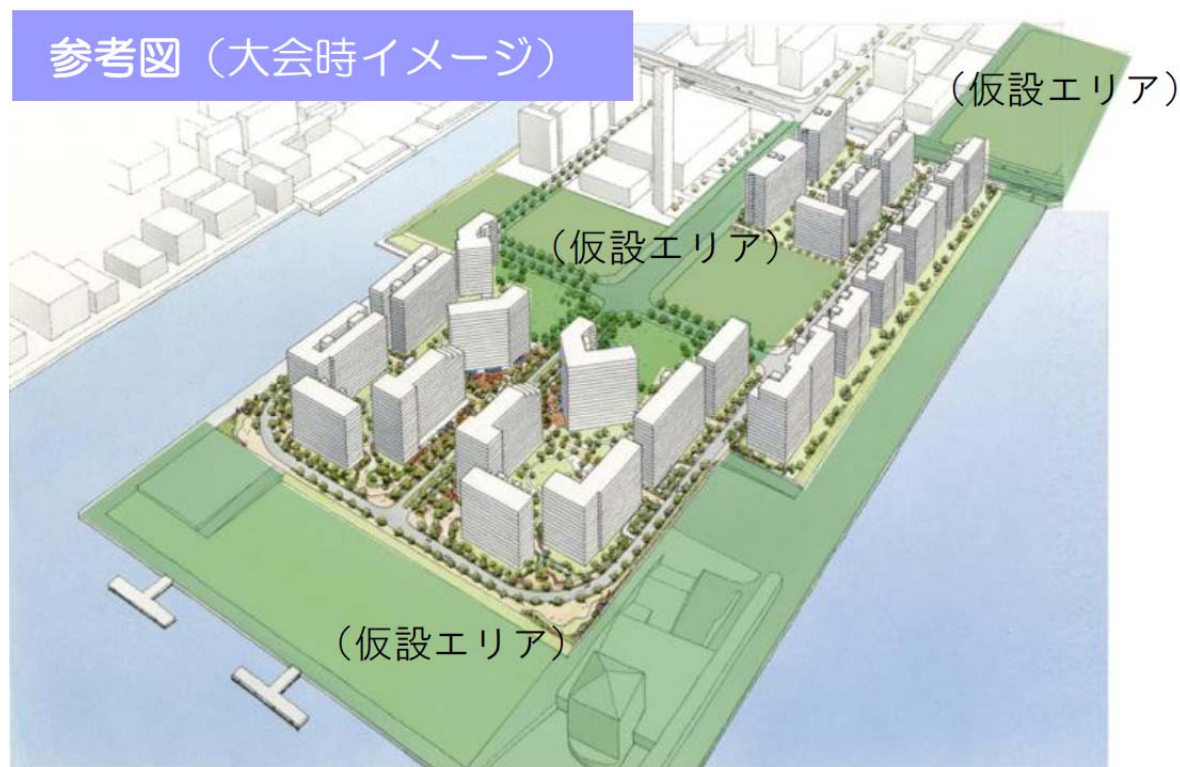
4.1 選手村の概要

本評価書の対象である選手村の概要は、図4-1に示すとおりである。

選手村は、急速に開発が進んでいるウォーターフロントである晴海ふ頭に位置しており、2020年東京大会の地理的な中心にあるとともに大会コンセプトの中心である。

選手村には、表4-1に示すとおり、選手の宿泊施設のほか、様々な利用者を想定した施設を建設する予定であるが、現時点では施設の諸元等は未確定である。また、宿泊施設については、大会期間中に一時使用した後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

「東京都長期ビジョン」（平成26年12月 東京都）では、選手村は「スマートエネルギー都市のモデル実現を目指すとともに、水素エネルギーの活用をはじめとした取組により、持続的発展が可能な都市像を国内外に提示する。」こととしている。また、再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていく。なお、選手村の後利用をはじめとしたオリンピック・パラリンピックを契機とする開発需要等、恒常的な需要に対応するため、都心と臨海副都心とを結ぶBRTの整備に向けた具体的な検討を行っている。



出典：「選手村 大会終了後における住宅棟のモデルプラン」

（平成26年12月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/12/20ocja00.htm>

図4-1 選手村の概要

表 4-1 選手村の内容の概要

項 目	内 容
会 場 エ リ ア	東京都中央区晴海四、五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
会 場 面 積	約44ha（陸域）
主 要 用 途	選手宿泊施設等
工 事 予 定 期 間	工事期間：平成28年度～平成32年度
使 用 予 定 年 度	平成32年度

4.2 （仮称）晴海五丁目西地区開発計画の概要

大会期間中の宿泊施設については、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として整備する住宅棟（板状）を選手等宿泊施設として一時使用する計画となっている。大会開催後は、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として住宅棟（超高層タワー）及び商業棟を大会開催後に整備し、表4-2に示すとおり住宅棟（板状）も含めて恒久的な住宅等として利用される計画となっている。

（仮称）晴海五丁目西地区開発計画は、住宅棟（板状）及び住宅棟（超高層タワー）を含めた住宅戸数が約5,950戸となることから、東京都環境影響評価条例の対象事業であるため、別途、条例に基づく環境影響評価を実施している。

本評価書は、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として整備する住宅棟（板状）を一時使用する計画の宿泊施設について、東京都環境影響評価条例の対象とならない環境影響要因や環境影響評価項目を対象に環境影響評価を実施したものである。

表4-2 （仮称）晴海五丁目西地区開発計画の概要

項 目	内 容
計 画 地	東京都中央区晴海五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
事 業 区 域 面 積	約180,000m ²
敷 地 面 積	約133,900m ²
建 築 面 積	約47,400m ²
延 床 面 積 ^{注)}	約677,900m ²
最 高 高 さ	約180m（180m以下）
住 宅 戸 数	約5,950戸
主 要 用 途	住宅、商業等
工 事 予 定 期 間	I 期工事期間：平成28年度～平成31年度 II 期工事期間：平成32年度～平成35年度
供 用 予 定 年 度	平成36年度（最終供用分）

注）延床面積は建築物の各階の床面積の合計であり、容積対象ではない駐車場等の床面積も含む

4.3 選手村の計画の内容

4.3.1 位 置

会場エリアの位置は、図4.3-1及び写真4.3-1に示すとおり中央区晴海四丁目及び五丁目地内にあり、会場面積は約440,000㎡である（以下、大会期間中の仮設工作物を設置する地区を含んだ範囲を「会場エリア」という。）。また、宿泊施設は、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として整備する住宅棟（板状）を一時使用する計画であり、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地（以下、「計画地」という。）の事業区域は約180,000㎡である。

会場エリア北側は中央清掃工場、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に面しており、北西側は朝潮運河、南西から南側は東京湾、南東側は晴海運河に面している。

会場エリアには晴海客船ターミナル等が存在するほか、建設中の東京都市計画道路幹線街路環状第二号線が会場エリア内を横断する計画となっている。

4.3.2 地域の概況

平成27年3月1日現在の中央区の人口は約14万人であり、世帯数は約8万世帯である。また、会場エリアのある晴海四丁目及び五丁目の合計の人口は約1,800人、世帯数は約900世帯である。¹

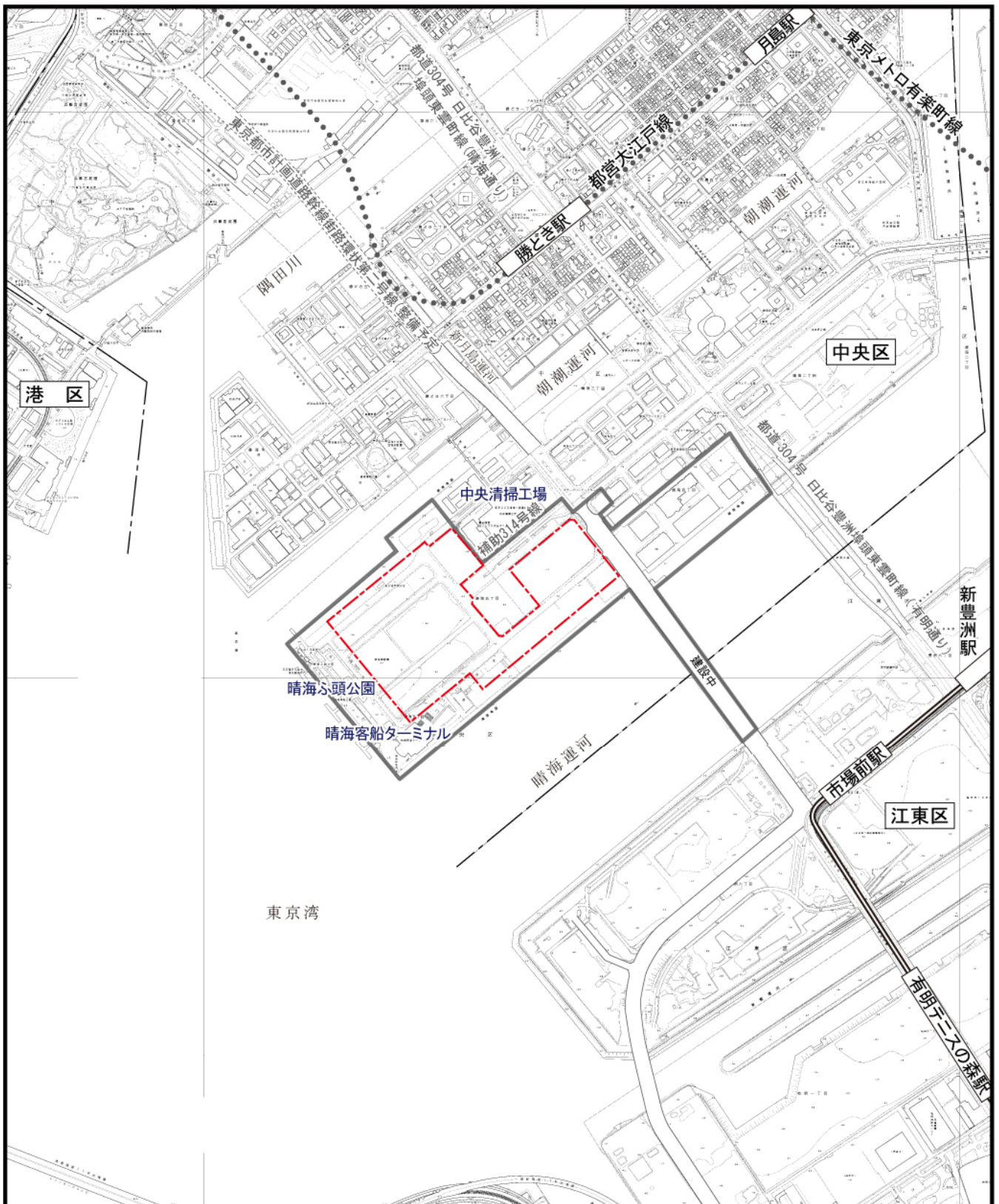
昼間人口は中央区が約60万人、晴海四丁目は約500人、晴海五丁目は約500人である。中央区全体や晴海四丁目では就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が常住地による人口（夜間人口）を大きく上回っている。一方で、晴海五丁目では大部分が低未利用地であり、昼間人口が夜間人口に比べ低い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、中央区では卸売業、小売業の事業所が約1万事業所、従業者数が約20万人と最も多く、晴海四丁目においては運輸業・郵便業の事業所が15事業所、従業員数が約330人、晴海五丁目においては運輸業・郵便業の事業所が3事業所、従業員数が約70人と最も多くなっている。³

¹出典：「町丁目別世帯数男女別人口（平成27年3月1日）」（平成27年3月3日参照 中央区ホームページ）
<http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/tokeiderta/zinko/tyotyomebetuzinko/26tyoutyoumokubetuzinnkou.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年3月3日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成27年3月3日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036783>



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 区界
- ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.3-1 計画地位置図



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 区界
- ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 4.3-1 計画地周辺の航空写真

4.3.3 事業の基本構想

選手村のゾーニングは、宿泊施設等からなる「居住ゾーン」、オリンピック・パラリンピックファミリーやメディア関係者、居住者が訪れる「オリンピックビレッジプラザ」、ゲストパスセンターやメディアセンターを配置する「運営ゾーン」に区分され、詳細については今後大会組織委員会が検討を行う。

4.3.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

選手村の配置計画については、図4.3-2に示すとおりである。

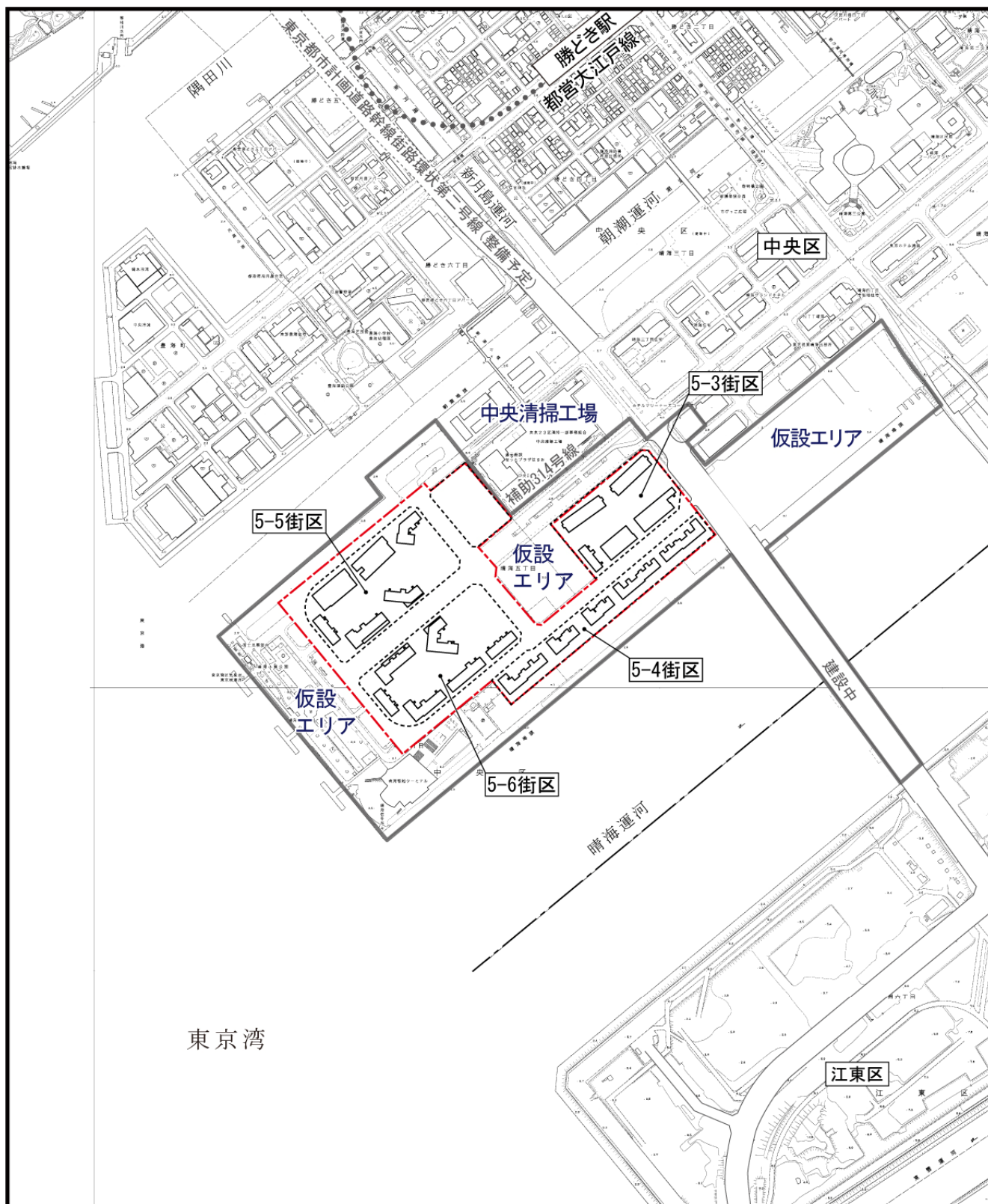
宿泊施設として一時利用される計画建築物の概要は、表4.3-1に、断面計画図は、図4.3-3に示すとおりである。

表4.3-1 宿泊施設の概要

項 目	概 要	
街 区	5-3街区	5-4街区
敷 地 面 積	約26,300m ²	約23,600m ²
建 築 面 積	約8,100m ²	約7,300m ²
最 高 高 さ	約60m	約60m
階 数 ・ 棟 数	地上17階、地下1階・2棟 地上15階、地下1階・2棟 地上14階、地下1階・1棟	地上17階、地下1階・3棟 地上14階、地下1階・2棟
構 造	RC造	RC造

項 目	概 要	
街 区	5-5街区	5-6街区
敷 地 面 積	約37,400m ²	約35,200m ²
建 築 面 積	約13,100m ²	約11,400m ²
最 高 高 さ	約60m	約60m
階 数 ・ 棟 数	地上17階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟	地上17階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟
構 造	RC造	RC造

注)5-5、5-6街区の建築面積には、超高層タワーの建築面積を含む。



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 敷地境界
- 区界
- 宿泊施設等



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 4.3-2 配置計画

注) 仮設エリアの配置計画については未定である。

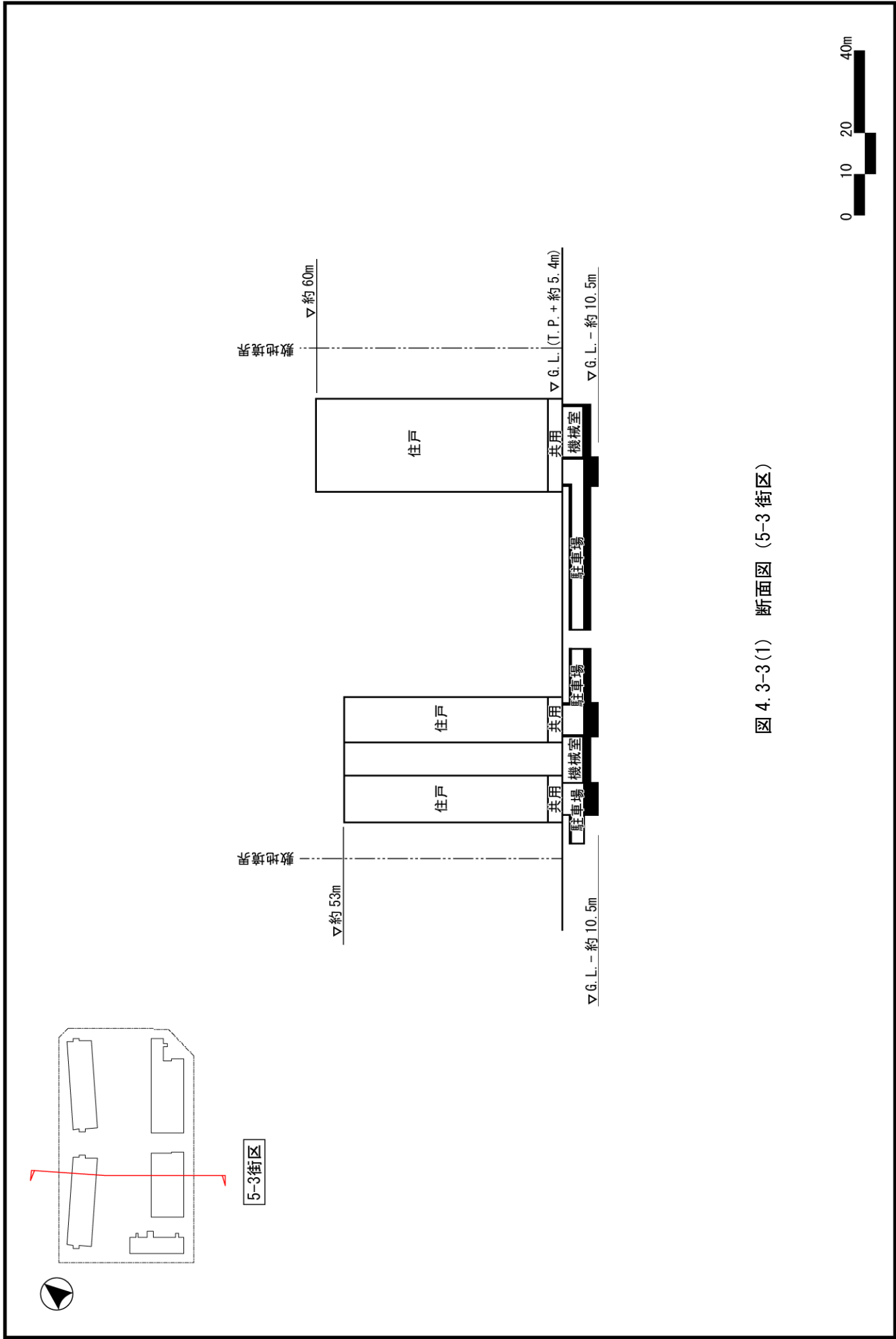
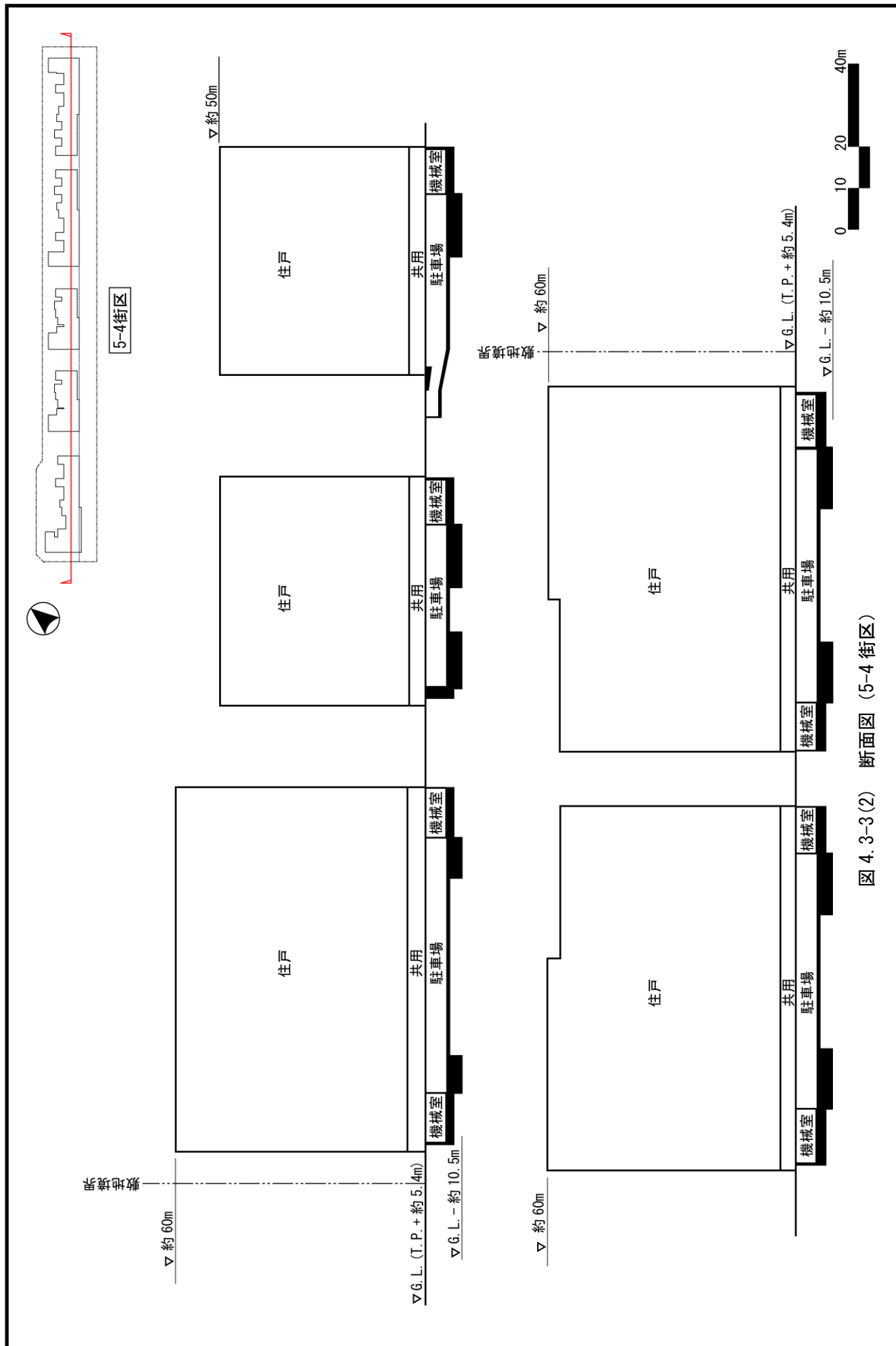


図 4. 3-3 (1) 断面図 (5-3 街区)

A. P. + 6. 5m ≡ T. P. + 約 5. 4m



A. P. + 6.5m = T. P. + 約 5.4m

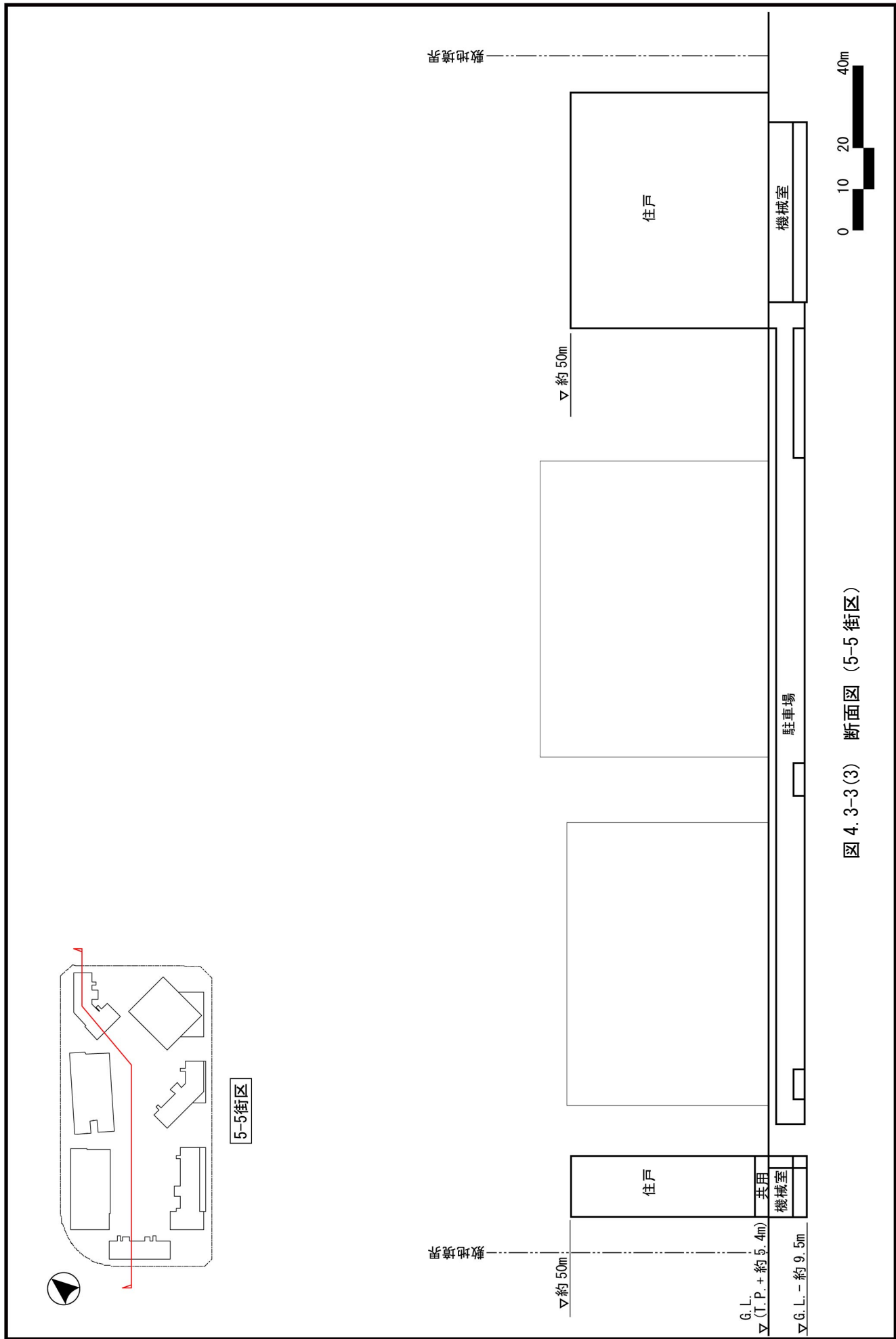
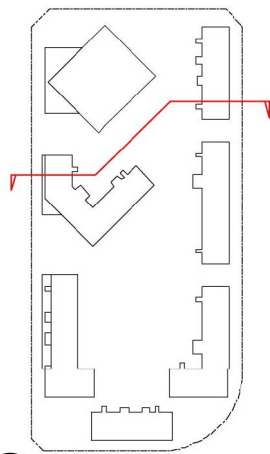


図 4. 3-3 (3) 断面図 (5-5 街区)

A. P. +6. 5m≒T. P. +約 5. 4m



5-6街区

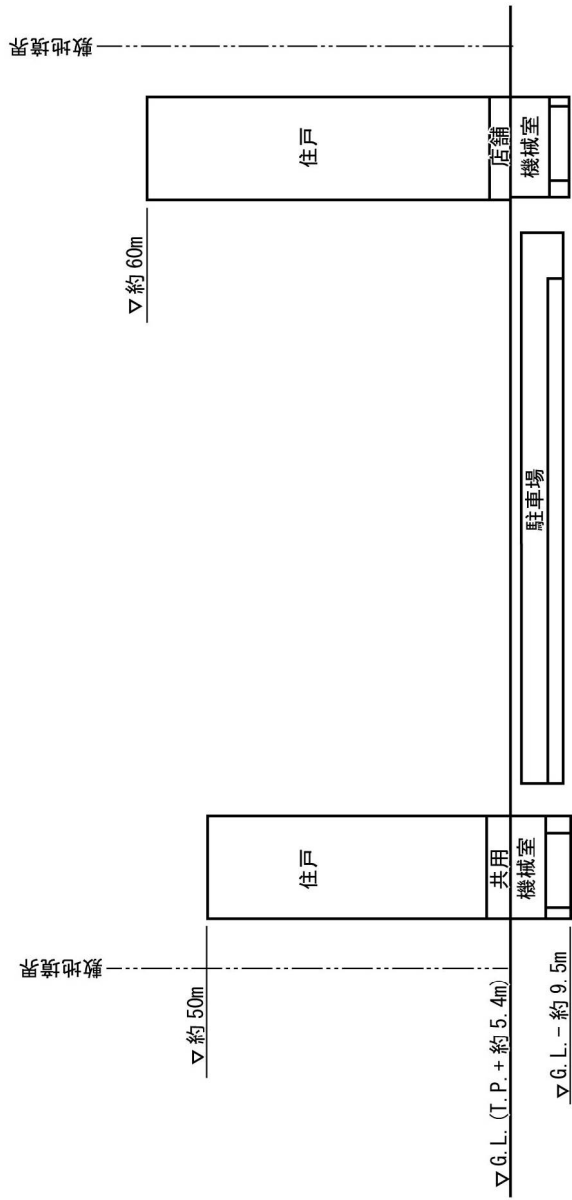


図 4.3-3(4) 断面図 (5-6 街区)

A. P. + 6.5m $\div$ T. P. + 約 5.4m

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

2020年東京大会における関係車両の発生集中交通量及び自動車動線計画は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(3) 駐車場計画

2020年東京大会における自動車駐車場は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(4) 歩行者動線計画

2020年東京大会におけるアスリート等の歩行者の出入動線は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(5) 設備計画

宿泊施設については、上水は公共水道から供給を受け、汚水は公共下水道に放流する計画である。雨水については、既存の雨水管の機能更新を図るとともに、新設の雨水管を整備し、直接海域に放流する計画とする。また、汚水について排水槽を設置する場合には、街区ごとに地下に設置することとし、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」（平成16年12月 東京都）及び「ビルピット臭気対策マニュアル」（平成21年3月 東京都環境局）に基づき管理するとともに、公共下水処理場の負荷低減を図る。熱源計画については、電気又は都市ガスのいずれかによる個別熱源方式等が想定されるが、詳細については、今後検討する。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事及び改修・改装工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

開催期間中に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年中央区条例第26号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

2020年東京大会の選手村の植栽については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

4.3.5 施工計画

(1) 工事工程

選手村の整備のうち、街区内の道路や下水道等のインフラを整備する基盤整備工事は、東京都が施工する。また、宿泊施設として一時利用される施設については、特定建築者制度⁴を活用して、民間事業者が建築主体となり建物の整備を進めていく予定である。基盤整備工事及び宿泊施設の建築工事の施工計画は、表4.3-2に示すとおり、全体で45か月を予定している。

宿泊施設の内装工事及び選手村の仮設工作物は、大会組織委員会が施工する予定であるが、施工計画については未定である。

表 4.3-2 全体工事工程

工種 / 月	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
基盤整備工事	■	■		■	■	■	■		■	
宿泊施設										
準備・仮設工事	■	■								
基礎工事			■							
山留工事			■							
掘削工事			■	■	■					
地下躯体工事				■	■	■	■			
地上躯体工事				■	■	■	■	■		
仕上・設備工事						■	■	■	■	
盛土・外構工事						■	■	■	■	
仮設工作物・宿泊施設内装工事					(未定)					

(2) 施工方法

基盤整備工事及び宿泊施設の施工方法は、以下に示すとおりである。

1) 基盤整備工事

計画地内の既存道路の舗装版撤去、道路盛土工事、下水工事、街築・車道舗装工事、埋設工事及び歩道舗装工事を行う。また、計画地内の建築敷地に残る舗装版の撤去及び整地を行う。撤去及び整地作業においては、必要に応じて散水等の防じん対策を実施する。

2) 宿泊施設建築工事

ア. 準備・仮設工事

各工事区域の外周に防音壁を兼ねた鋼製仮囲い(高さ3m)を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

工事に先立ち、土壌汚染の状況について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)(以下、「環境確保条例」という。)第117条及び土壌汚染対策法第4条に基づく調査を行う。

イ. 基礎工事

一部の地盤については、地中に杭状の砂杭を構築する工法(静的締固め砂杭工法)を採用し、処理を行う。三点式杭打機にてケーシングパイプを回転させながら地中に貫入し、所定

⁴施設建築物の建築等を施行者に代わり、民間事業者等を実施させることができる制度。この制度により、民間事業者の資金力とノウハウ等を積極的に活用できるようになり、より魅力的で処分性の高い建物を建築し、事業を円滑に推進することができる。

深度まで貫入後にケーシングパイプ内の砂を排出し、排出した砂と周囲の地盤を締め固める。改良深さは現状G.L. (T.P. +約2.9 m) から、-約16.0mまでとする。

基礎杭は、杭打機を使用し、場所打ちコンクリート杭を施工する。

なお、杭工事における重機は、低騒音、低振動型を極力採用し、敷地外周部での作業においては周辺への泥水等の飛散がないよう、シート等で飛散防止対策を行う。また、周辺地盤状況を十分に確認しながら施工する。

ウ．山留工事

山留には掘削工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性の高い鋼矢板工法（シートパイル工法）を用いる計画である。これらの山留壁は周辺地域の地下水位低下と地盤沈下を防止するため、透水性の低い難透水層である有楽町層下部粘土層まで構築する。山留長さは現状G.L. (T.P. +約2.9m) から-約12～14mまでとする。

エ．掘削工事

現状G.L. (T.P. +約2.9m) から-約6～8mまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はバックホウ、クラムシェル等を用いて、ダンプトラックに積み込んで搬出する。

なお、ダンプトラックのタイヤ等に付着した泥土等が場外道路に飛散しないよう、各出入口において高圧洗浄機等で洗車を行う。また、シートによる荷台カバー等により、荷台からの土砂の落下防止及び粉じんの飛散防止に努める。また、土工事開始時から埋戻し終了時まで一部発生する湧出水、雨水については、山留壁の内側で釜場工法によって揚水して沈砂槽に導水し、下水道法に定める下水排除基準以下に処理を行った後、公共下水道に放流する。

オ．地下躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の躯体を基礎から順次上階に向けて構築する。各階の構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

カ．地上躯体工事

住宅棟は地下躯体工事完了後、地上鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリート(工場などであらかじめ製造されたコンクリート製品)工事を開始する。プレキャストコンクリート資材の揚重には、クローラークレーン、タワークレーンを用いて行い、順次構築し、上階へ工事を進める。また、落下物対策として、建物の周りにシステム足場、ネットを設置する。

キ．仕上・設備工事

躯体工事の完了した階から順次内装・設備工事、外装工事を実施する。仕上材料の荷揚げには、工事用エレベーター等を使用する。また、内装・外装工事で使用する塗料について、低VOC塗料の使用を検討するとともに、塗装工事に際しては、「東京都VOC対策ガイド〔建築・土木工事編〕」（平成25年6月 東京都環境局）等を参考にVOC（揮発性有機化合物）排出抑制対策を行う。

ク．盛土・外構工事

主に躯体工事完了後に建物周辺の植栽、舗装等の盛土・外構工事を実施する。

「豊洲・晴海開発整備計画」に基づき、A.P. +6.5m (T.P. +約5.4m) の高さまで盛土を実施する。盛土は、適切に品質管理された良質土をダンプトラックで搬入した後、バックホウ、ブルドーザー等を用いて造成を行う。

(3) 工事用車両

宿泊施設の建設に伴う工事用車両の主な走行ルートは、図 4.3-4 に示すとおりである。

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り又は有明通り）及び東京都市計画道路幹線街路環状第二号線から、補助 314 号線を通り計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着手後 20 か月目であり、ピーク日において大型車 1,229 台/日、小型車 40 台/日、合計 1,269 台/日を予定している。

なお、工事車両の走行に関しては以下の配慮事項を実施する。

- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底する。
- ・「晴海連合町会工事・協定書」については施工業者が決定した後、地元等と調整の上、尊重するよう施工業者に対する指導を徹底する。

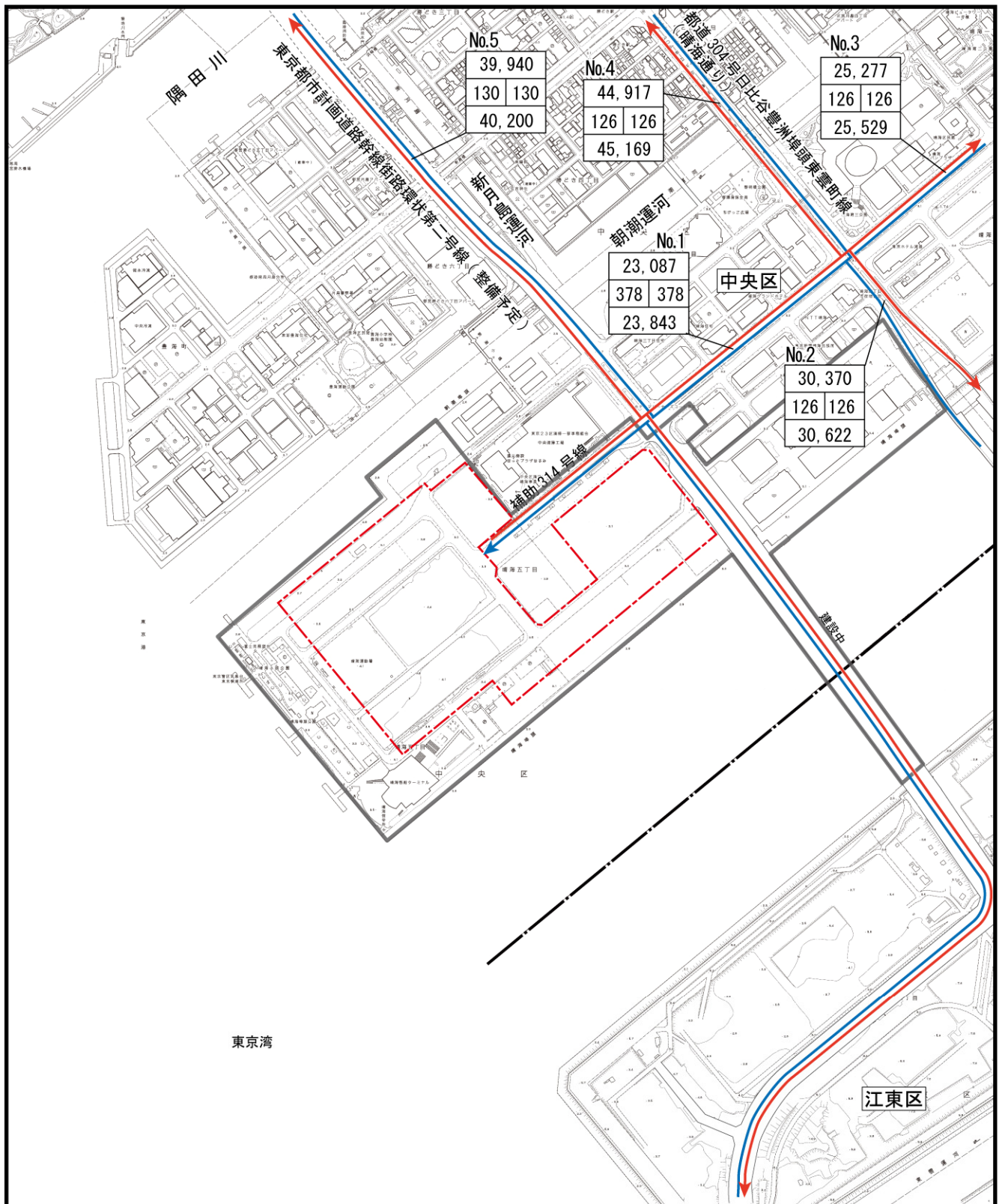
(4) 建設機械

宿泊施設の施工における各工種において使用する主な建設機械は、表 4.3-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不必要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.3-3 主な建設機械

工 種	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン
準備・仮設工事	バックホウ
基礎工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	アースドリル掘削機、クローラークレーン ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ、クラムシェル
地下躯体工事	クローラークレーン、ラフタークレーン コンクリートポンプ車
地上躯体工事	クローラークレーン、タワークレーン(電動) コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
盛土・外構工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン コンクリートポンプ車



凡 例

- (仮称)晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア

- 集中車両ルート
- 発生車両ルート

将来基礎交通量 (台 / 日)	
工事用車両 (集中)	工事用車両 (発生)
交通量 (台 / 日)*	交通量 (台 / 日)*
将来交通量 (台 / 日)	



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 4.3-4 工事用車両の走行ルート

* 工事用車両交通量は、ピーク月の台数を示す。

4.3.6 使用の予定

選手村については、2020 年東京大会の開催までに整備され、大会期間中のみ使用される。

4.3.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

環境保全に関する計画等の配慮の内容は、表 4.3-4 に示すとおりである。

表4.3-4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	- 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 - 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決	- 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。 - 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	- 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。 - 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	3R施策の促進 - 適正処理の促進	- 工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行う。 - 供用後に発生する廃棄物については、発生量の削減と資源ごみの分別回収を徹底し、資源の有効利用及び廃棄物の減量化を図る。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	- 建設泥土を活用する - 建設発生土を活用する - 廃棄物を建設資材に活用する	工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行う。
中央区環境行動計画 (平成20年3月)	- 健康で快適に暮らせるまちをつくる ◆自動車対策の推進 ◆近隣騒音・まちの美化対策の推進	- 工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。 - 工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。

4.4 選手村の計画の策定に至った経過

選手村が位置する晴海は、東京駅周辺や銀座等の都心と豊洲や有明等の臨海副都心を結ぶ地域に位置しており、築地、月島、勝どき、晴海、豊洲、有明一帯の東京臨海地域は、首都東京の玄関口として産業、環境、景観上重要な位置にあり、利便性を有したエリアである。

平成25年9月に2020年東京大会の開催が決定し、晴海地区には同大会の選手村として宿泊施設が整備されることとなった。

4.5 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図4.5-1に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

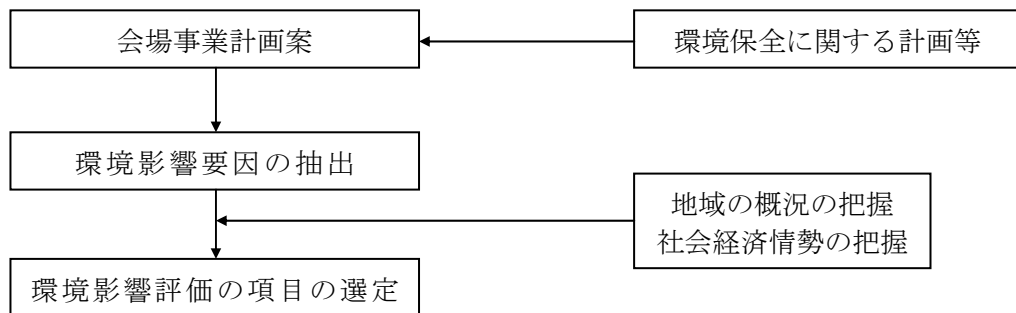


図 4.5-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、2020年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表4.5-1に示すとおり設定した。2020年東京大会の開催にあたっては、会場エリア内に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表8-1に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

表 4.5-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	2020年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。また、選手村は、2020年東京大会の開催期間中のみ使用させる施設であるため、選手村としての設備等の持続的稼働は想定されない。

選定した環境影響評価の項目は、表4.5-2に、選定した理由は、表4.5-3に、選定しなかった理由は、表4.5-4(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4.5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項		開催前			開催中		開催後				
					施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度						○		○	○		
			・ アスリートへの影響の程度											
		水質等	・ 水質の変化の程度											
			・ アスリートへの影響の程度											
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度	○										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無	○										
			・ 汚染土壌の量											
		生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○									
				・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○									
	水循環		・ 地下水涵養能の変化の程度											
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度											
			・ 湧水流量の変化の程度											
	生物・生態系		・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○										
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○										
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度											
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○										
			・ 生態系の変化の内容及びその程度	○										
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度											
			・ アスリートへの生物等の影響の程度											
	緑		・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度											
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動									○		
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動						○					
			・ 建設機械等の騒音及び振動										○	
			・ 会場設備等からの騒音及び振動											
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動											
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度											
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度											
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物											
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度											
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度											
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度											
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度											
			・ 圧迫感の変化の程度											
			・ 緑視率の変化の程度											
		・ 景観阻害要因の変化の程度												
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度											
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度											○
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度										○	

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、または、選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。なお、濃い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

4) 大気等、騒音・振動、日影、景観については、別途、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。

表 4.5-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設(仮設除く)	工事用車両の走行(仮設除く)	建設機械の稼働(仮設除く)	建築物の出現(仮設除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度						○				
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度						○				
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度										
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度										
			・ 文化財等の回復の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度						○				○
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○					○	○			○
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○									
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度										
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度										
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度				○						
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容及その程度										
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容及その程度										
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容及その程度										
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度						○				
			・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						○				
			・ 電力供給の安定度						○				
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
		消防・防災	・ 耐震性の程度						○				
			・ 津波対策の程度						○				
			・ 防火性の程度						○				
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		○						○		○
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度		○				○		○		
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○				○		○		
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容及びその程度										
		雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け(■)は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、または、選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。なお、濃い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

3) 薄い網掛け(□)は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

4) 大気等、騒音・振動、日影、景観については、別途、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。

表 4.5-3 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
土壌	土壌に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「土壌汚染物質の変化の程度」、「地下水及び大気への影響の可能性の有無」とする。
生物の生育・ 生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
廃棄物	廃棄物に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコ マテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催前における建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催前における建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。
移転	移転が生じるおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現が考えられる。 予測事項は、「施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度」とする。
交通渋滞	交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。
公共交通への アクセシビリ ティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

注) 開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う影響については、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。

表 4.5-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
大気等	選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。 なお、会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
水質等	施設の建設に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。ただし雨水は公共用水域に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
水循環	会場エリアの位置する晴海地区は、隅田川口改良第3期工事において埠頭・宅地用地の造成を目的として浚渫土により埋立造成された土地である。このことから、地表水及び地下水を通じて循環する水循環に影響を及ぼすおそれはない。
緑	選手村の緑化計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
騒音・振動	選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。 なお、会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
日 影	選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。 なお、会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
景 観	選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。 なお、会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
自然との触れ合い活動の場	会場エリアには晴海ふ頭公園が存在するが、工事中の取扱いについては未定であるため、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
歩行者空間の快適性	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
史跡・文化財	会場エリアの位置する晴海地区は、「東京都遺跡地図」(平成21年3月 東京都教育委員会)等の既存資料により、有形文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地等が確認されていない。 なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
水利用	2020年東京大会の水利用計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。

表 4.5-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
土地利用	会場エリアは、2020 年東京大会の開催までに整備され、大会期間中は選手村として利用される。会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
地域分断	工事中の取扱いについては未定であるため、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
スポーツ活動	2020 年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020 年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020 年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020 年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020 年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
安全	2020 年東京大会の安全計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
衛生	2020 年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	2020 年東京大会の消防・防災計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
経済波及	2020 年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020 年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020 年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場毎に評価する。

4.6 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4.6-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4.6-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 土壌	計画地には、過去に指定作業場が存在していた。また、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画については、3,000m²以上の敷地内の土地の改変に該当することから、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌汚染は確認されなかった。 また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 以上のことから、評価の指標（「土壌の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準及び環境確保条例に基づく汚染土壌処理基準）を満足するものとする。
2. 生物の生育・生息基盤	計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみである。これらのシバ群落や植栽樹林群は改変されるが、計画地内の大部分が人工構造物や人工裸地のため、事業の実施に伴う生物・生態系の賦存地の改変の程度は小さいと考える。事業の整備に伴い、オープンスペース等に植栽基盤（土壌）を整備する計画であり、これらの植栽基盤が新たな生物の生育・生息基盤になる。 以上のことから、生物・生態系の賦存地は現況と比べて増加するため、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものとする。
3. 生物・生態系	計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみである。事業の整備に伴い、オープンスペース等に高木、低木や地被類を植栽する計画であるため、事業の実施に伴い動植物の新たな生育・生息環境が創出されると考えられる。 以上のことから、多様な生物・生態系が形成され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものとする。
4. 廃棄物	[建設発生土・建設汚泥の発生量] 建設発生土については、一部を現場内利用や工事間利用するとともに、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で建設発生土受入地へ搬出することにより間接的な工事間利用を行う。建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設への搬出等による適正処理を行う。また、特定建築者が実施する工事についても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」に基づき、建設リサイクルの推進への積極的な取組について協力を要請する。 以上のことから、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものとする。 [建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量] 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。また、特定建築者が実施する工事についても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」に基づき、建設リサイクルの推進への積極的な取組について協力を要請する。 以上のことから、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものとする。

表 4.6-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. エコマテリアル	東京都が実施する建設工事にあたっては、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 27 年 4 月 東京都）に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図る。特定建築者制度により実施する工事においても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」（平成 23 年 6 月 東京都）に基づきエコマテリアルの積極的な使用について協力を要請する。また、エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準）を満足するものと考ええる。
6. 温室効果ガス	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 3,100t-CO₂/年と予測する。 工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、温室効果ガス排出量を削減するよう努める。 以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標（東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考ええる。
7. エネルギー	建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 45,000GJ/年と予測する。 工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、エネルギー使用量を削減するよう努める。 以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標（国が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考ええる。
8. 移転	計画地内は、全て都有地である。主な土地利用は、屋外利用地・仮設建物、公園、運動場等、未利用地等となっており、住宅・店舗等の移転は発生しない。 なお、運動場については、東京都本来の利用目的等に使用するまで、都有地を中央区に 1 年ごとに貸付けを行い、中央区が晴海運動場として使用していたが、2020 年東京大会の選手村整備にあたり、平成 27 年 4 月 1 日に使用を終了した。 東京都としては、使用できなくなる時期が明確となった時点で中央区に周知し、代替施設についての情報提供を行うなど、中央区の取組への支援を行った。 以上のことから、評価の指標（契約内容等に基づいた対応を行うに際して可能な限りの配慮をはかること）は満足するものと考ええる。
9. 交通渋滞	周辺交通量に対して工事用車両が 252 台～756 台増加するが、工事用車両の走行に際しては、走行ルートの分散化、工事工程の平準化や施工計画の検討、海上輸送の可能性の検討、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する、市街地での待機や違法駐車禁止の徹底等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施することから、評価の指標（交通流の現況）は満足するものと考ええる。
10. 公共交通へのアクセシビリティ	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考ええる。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）を満足するものと考ええる。
11. 交通安全	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考ええる。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）を満足するものと考ええる。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（27都市基交第142号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 27 年 12 月発行

登録番号 (26) 19

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書

概要版

(選手村)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会準備部施設輸送計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

